

セーフティネット保証第4号の認定について (新型コロナウイルス感染症対策関連)

○概要

国において、現在発生している新型コロナウイルス感染症により売上等に影響を受けている中小企業者への支援措置として、47都道府県を対象にセーフティネット保証第4号の発動が決定されました。

これにより、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証(100%)が利用可能となります。

※セーフティネット保証第4号認定制度

…自然災害等の突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

○認定要件

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所の所在地)が養老町内にある中小企業者で、次のいずれにも該当する方が対象となります。

(イ)申請者が、指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ)新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高という。)が、前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

○必要書類

(1)中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書(様式第4号)

※2部ご提出下さい。(認定書発行用、町控え用 各1部)

※2部とも直接押印して下さい。

(2)売上推移表 ※押印必須

(3)認定要件を満たす売上高の減少が確認できる書類の写し(試算表、売上台帳等)

(4)3か月以内に発行された履歴事項全部証明書(個人事業主の場合は、直近の確定申告書(税務署の受領印のあるもの)の写し

(5)決算書の写し(直近1年分)

(6)許認可証等の写し(許認可が必要な業種のみ)

(7)委任状(代理申請を行う場合のみ)

○お問い合わせ先

岐阜県養老郡養老町高田798番地

養老町役場 産業建設部 企業誘致・商工観光課

0584-32-1108